

鹿児島県道路公社工事発注見通しの公表要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、鹿児島県道路公社が発注する工事（以下「工事」という。）の発注見通しの公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 公表は発注見通し一覧表（別記第1号様式）により、鹿児島県道路公社ホームページの閲覧に供して行うものとする。

2 発注見通し一覧表は原則として工事執行単位ごとの記載とする。ただし、工事執行単位が未確定の場合は事業箇所単位とすることができる。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第3条 工事発注見通しは、原則として毎年度5月までに、当該年度に発注することが見込まれる工事（予定価格が四百万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって鹿児島県道路公社の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る、次の事項を公表することとする。

(1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札の方法

(3) 入札を行う時期

2 工事発注見通しは、7月、10月、1月を目途に、公表した事項を見直し、変更が生じた場合には、変更後の当該事項を公表することとする。

附 則

この要領は、平成30年10月29日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

